



平成 28 年 5 月 20 日

各 位

会社名：富士通フロンテック株式会社
代表者名：代表取締役社長 下島 文明
(コード番号：6945 東証第 2 部)
問い合わせ先：経営企画室長 豊美由喜夫
(Tel 042-377-2544)

監査等委員会設置会社への移行に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 23 日に開示いたしましたとおり、監査等委員会設置会社に移行する方針ですが、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 23 日開催予定の当社第 101 回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 当社は、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することにより、監査・監督機能を一層強化し、コーポレートガバナンス体制のさらなる充実を図るため、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) (以下「改正会社法」といいます。) により新たに創設された「監査等委員会設置会社」へと移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 改正会社法により、業務執行取締役等でない取締役とも責任限定契約を締結することが可能となったことに伴い、責任限定契約の対象の変更を行うものであります。なお、この規定の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) その他、条文の新設および削除に伴う条数の変更、項番号の新設および表現の修正等、所要の整理を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 28 年 6 月 23 日 (木)
定款変更の効力発生予定日 平成 28 年 6 月 23 日 (木)

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第2条 (目的)</p> <p>当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>通信機器、電子機器およびこれらの部品の開発、製造、販売ならびにこれに関連する工事、設計、請負、保守、運用の受託</u></p> <p>2. <u>ソフトウェアの開発および販売</u></p> <p>3. <u>電気通信事業ならびに情報の処理および提供</u></p> <p>4. <u>前各号に付帯または関連するシステムの構築ならびにコンサルティング</u></p> <p>5. <u>各種金型の製造および販売</u></p> <p>6. <u>前各号に掲げた製品の賃貸</u></p> <p>7. <u>商業施設、集客施設および公共施設の維持、管理、運営</u></p> <p>8. <u>警備業法に定める警備業</u></p> <p>9. <u>貨物利用運送事業法に基づく貨物利用運送事業</u></p> <p>10. <u>労働者派遣法に基づく労働者派遣業</u></p> <p>11. <u>古物の販売、賃貸および保守</u></p> <p>12. <u>前各号に付帯する一切の事業</u></p>	<p>第2条 (目的)</p> <p>(同左)</p> <p><u>(1)</u> (同左)</p> <p><u>(2)</u> (同左)</p> <p><u>(3)</u> (同左)</p> <p><u>(4)</u> (同左)</p> <p><u>(5)</u> (同左)</p> <p><u>(6)</u> (同左)</p> <p><u>(7)</u> (同左)</p> <p><u>(8)</u> (同左)</p> <p><u>(9)</u> (同左)</p> <p><u>(10)</u> (同左)</p> <p><u>(11)</u> (同左)</p> <p><u>(12)</u> (同左)</p>
<p>第4条 (機関)</p> <p>当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p>	<p>第4条 (機関)</p> <p>当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p>
<p>第2章 株式</p>	<p>第2章 株式</p>
<p>第11条 (株主名簿管理人)</p> <p>当社は株式につき株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載、单元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社におい</p>	<p>第11条 (株主名簿管理人)</p> <p>(同左)</p> <p><u>2.</u> (同左)</p>

現行定款	変更案
<p>てはこれを取扱わない。</p> <p>第 12 条（基準日） 当社は毎年 3 月 31 日現在の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とみなす。 前項の場合のほか必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告し一定の日時現在の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 16 条（決議方法） 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 会社法第 309 条第 2 項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。</p> <p>第 17 条（議決権の代理行使） 株主総会において、株主またはその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。 この場合、株主または代理人は当社に対し株主総会ごとに代理権を証明する書面等を提出することを要する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 19 条（員数） 当社の取締役は 12 名以内とする。</p> <p>第 20 条（選任） 取締役は株主総会において選任する。</p>	<p>第 12 条（基準日） （同左）</p> <p>2.（同左）</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 16 条（決議方法） （同左）</p> <p>2.（同左）</p> <p>第 17 条（議決権の代理行使） （同左）</p> <p>2. 前項の場合、株主または代理人は当社に対し株主総会ごとに代理権を証明する書面等を提出することを要する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 19 条（員数） 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は 12 名以内とし、<u>監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は 4 名以内とする。</u></p> <p>第 20 条（選任） 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役と</u></p>

現行定款	変更案
<p>取締役の選任にあたっては議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</p> <p>取締役の選任決議は累積投票によらない。</p> <p>第21条（任期）</p> <p>取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第22条（報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第24条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>第25条（取締役会の決議の省略）</p> <p>当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第27条（取締役の責任免除）</p> <p>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会決議によって免除することができる。</p>	<p><u>を区別して株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2.（同左）</u></p> <p><u>3.（同左）</u></p> <p>第21条（任期）</p> <p>取締役（<u>監査等委員を除く。</u>）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条（報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は株主総会の決議をもって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>第24条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>第25条（取締役会の決議の省略）</p> <p>当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第27条（取締役の責任免除）</p> <p>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会決議によって免除することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第 28 条 (<u>社外取締役との責任限定契約</u>) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>第 29 条 (<u>員数</u>) <u>当社の監査役は 4 名以内とする。</u></p> <p>第 30 条 (<u>選任</u>) <u>監査役は株主総会において選任する。監査役の選任にあたっては議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>第 31 条 (<u>任期</u>) <u>監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 32 条 (<u>常勤の監査役</u>) <u>監査役会の決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第 33 条 (<u>報酬等</u>) <u>監査役の報酬等は株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>第 34 条 (<u>監査役会の招集通知</u>) <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。</u></p>	<p>第 28 条 (<u>取締役との責任限定契約</u>) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第 29 条 (<u>監査等委員会の招集通知</u>) <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 35 条 (監査役会規則) <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除いて、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。</p> <p>第 36 条 (監査役の責任免除) <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、 任務を怠ったことによる監査役 (監査役であったものを含む。)の賠償責任を、法令の限度において、 取締役会決議によって免除することができる。</u></p> <p>第 37 条 (社外監査役との責任限定契約) <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>第 30 条 (監査等委員会規則) <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除いて、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>第 6 章 会計監査人</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>第 38 条 (会計監査人の選任) (条文省略)</p> <p>第 39 条 (会計監査人の任期) 会計監査人の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 会計監査人は当該定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>第 40 条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>第 31 条 (会計監査人の選任) (同左)</p> <p>第 32 条 (会計監査人の任期) (同左)</p> <p>2. (同左)</p> <p>第 33 条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第 7 章 計算</p>	<p>第 7 章 計算</p>
<p>第 41 条 (事業年度) (条文省略)</p> <p>第 42 条 (剰余金の配当等) 当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、</p>	<p>第 34 条 (事業年度) (同左)</p> <p>第 35 条 (剰余金の配当等) (同左)</p>

現行定款	変更案
<p>株主総会の決議によらず取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。</p> <p>当社は、毎年 3 月 31 日または 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。</p> <p>第 43 条（除斥期間等）</p> <p>配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>配当金には利息をつけない。</p> <p>（新設）</p>	<p>2.（同左）</p> <p>第 36 条（除斥期間等）</p> <p>（同左）</p> <p>2.（同左）</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>（監査役の責任免除に関する経過措置）</p> <p>1. <u>当社は、第 101 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>第 101 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 37 条の定めるところによる。</u></p>

以 上